

「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」について

1. 条例制定の趣旨

本県における治水政策については、これまで洪水を安全に流下させるための河川やダムなどの施設整備を進めてきましたが、近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起こり得る可能性があります。

また、県民と河川との関わりの希薄化や大水害の経験の減少等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、地域社会で育まれてきた水害から生命および財産を守る仕組みが次第に失われていくことが危惧されています。

こうした状況を踏まえ、「ながす」対策に加えて「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を組み合わせた流域治水を総合的に推進し、水害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域を実現することを目的として、「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定します。

条例では、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めるものです。

2. これまでの経緯

平成 24 年 3 月 滋賀県流域治水基本方針策定

平成 24 年 9 月 流域治水政策の基礎情報である「地先の安全度マップ」の公表

平成 25 年 5 月 15 日 政策・土木交通常任委員会「条例骨子案・支援制度案」

平成 25 年 5 月 16 日 各町長への説明「条例骨子案・支援制度案」

平成 25 年 5 月 29 日 各市長への説明「条例骨子案・支援制度案」

平成 25 年 7 月 8 日 市長会経済部会への説明「条例骨子案・支援制度案」

3. 今後の予定

平成 25 年 7 月 9 日～平成 25 年 7 月 31 日 各市町長への意見照会「条例要綱案」

平成 25 年 7 月 19 日～平成 25 年 8 月 18 日 県民政策コメントの実施「条例要綱案」